

答 申 情 第 1 4 4 号

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 4 月 3 0 日付け上総総第 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市公文書管理規則第 6 条第 1 項ただし書の規定を解説した文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第 2 3 4 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年12月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市上下水道局において、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第6条第1項ただし書の規定を解説した文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を作成又は取得していないことを理由とした不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年1月7日付けで、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年4月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について
規則第6条第1項は、次のように規定されている。
(公文書の作成)
第6条 意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでない。
- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて
ア 処分庁においては、規則第6条第1項ただし書に規定されている「処理に係る事案が特に軽易なもの」を直接解説している文書の作成又は取得を行っていない。

イ 以上のことから、不存在による非公開決定をしたものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 公文書は、原則、意思決定に当たって、規則第6条第1項の規定に基づき公文書を作成しなければならないが、例外規定として、規則第6条第1項ただし書の規定である「処理に係る事案が特に軽易なもの」、つまり、「局、室並びに区役所支所の庶務担当課長宛て総務局総務部文書課長平成17年12月26日公文書管理の適正化等について（通知）」（以下「通知」という。）の「2 公文書による意思決定の徹底」に規定されている「事後に確認が必要とされず」かつ「公文書を作成しなくとも職務上支障が生じない」という条件を満たすものに限り、公文書の作成が免除されていると解される。
- (2) 令和2年5月13日付け審査請求事件（以下「別件審査請求事件」という。）に係る弁明書の「（参考）当該質問状における「接続ます」について」の内容は、京都簡易裁判所において事件化されており、通知における条件を満たすものとは到底言えず、よって、規則第6条第1項ただし書の規定である「処理に係る事案が特に軽易なもの」に該当しないことは明らかである。
- (3) 別件審査請求事件の弁明書の「（参考）当該質問状における「接続ます」について」の内容の取扱いについて、通知の「2 公文書による意思決定の徹底」に反しているので、実施機関が規則第6条第1項ただし書の規定における運用文書を作成することで、かつ、少なくとも別件審査請求事件の弁明書の「（参考）当該質問状における「接続ます」について」の内容の取扱いを正当化する内容でない限り、規則第6条第1項ただし書の規定に該当するとは言えない。
したがって、請求に係る公文書を作成又は取得していないため、ということはありません。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、処分庁において、規則第6条第1項ただし書の規定を解説する文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、規則第6条第1項ただし書に規定される「処理に係る事案が特に軽易なもの」を直接解説している文書を作成又は取得していないと主張する。

一方で、審査請求人は、別件審査請求事案の弁明書における「(参考) 当該質問状における「接続ます」について」の内容は京都簡易裁判所において事件化されていることから、当該事案は規則第6条第1項ただし書にいう「特に軽易なもの」に該当しないことは明白であるにも関わらず、処分庁が当該規定に該当するという取扱いをしたのであれば、その取扱いが妥当であると判断できる公文書を作成しているはずだと主張する。

イ 当審査会が諮問庁に対し、改めて規則第6条第1項ただし書の規定を解説する文書の存否について確認したところ、以下の説明があった。

- ・ 規則第6条第1項ただし書の解釈については、通知を参照することはあるが、当該通知は処分庁において作成したものではないため、本件請求に係る公文書として特定しなかった。
- ・ 処分庁においては、公文書の取扱いについて京都市上下水道局公文書取扱規程を定めているが、当該規程は規則第6条第1項ただし書を解説する文書ではないため、本件請求に係る公文書に該当しない。

また、他に作成又は取得した文書もない。

ウ 審査請求人は、処分庁において作成された規則第6条第1項ただし書を解説する文書を求めていると認められることから、当審査会としては、通知は処分庁において作成した文書ではないため本件請求に係る公文書として特定しなかったという処分庁の主張に、特段不合理な点はないと考える。

また、処分庁は規則第6条第1項ただし書の解釈に当たって通知を参照することであるから、処分庁において改めて規則第6条第1項ただし書を解説する文書を作成していないとしても、不自然ではない。

その他、審査請求人の主張を踏まえても、本件請求に係る文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

したがって、本件請求に係る公文書が存在しないとした本件処分は妥当であると判断する。

エ なお、審査請求人は、別件審査請求事案の弁明書における「(参考) 当該質問状における「接続ます」について」の内容が規則第6条第1項ただし書「処理に係る事案が特に軽易なもの」に該当しないことは明らかである旨主張するが、この点について当審査会は、令和3年5月26日付け答申個第105号のとおり、処分庁が規則第6条第1項ただし書に該当すると判断したことに特段不合理な点はないと考える。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 4月30日 諮問

6月 2日 諮問庁からの弁明書の提出

令和4年 9月 1日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第4回会議）

10月19日 審議（令和4年度第5回会議）

11月18日 審議（令和4年度第6回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあつたが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を設けたが、期日変更の申し出もなく、当審査会への出席もなかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）